

相続・遺言・ 後始末……………

早く
始めましょう……………



そうだね 早い段階で
バトンタッチを
準備しよう

色々あるねー

終活とは

人生の終わりを良きものとするための準備
人生の後始末

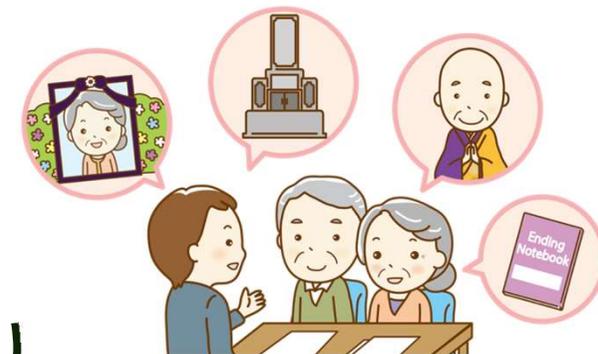


- ☆人生のエンディングを考え
- ☆自分を見つめ
「今」をよりよく
自分らしく生きる
- ☆断捨離で心もすっきり

見直：2024.12.9
制定：2023.8.09

これだけ知っていれば安心

- 1 「遺言書」の活用
- 2 「早めの処理」で認知症にも対応
家族信託、成年後見人、保険
- 3 「死後事務委任契約」で後始末もすっきり
- 4 「尊厳死宣言」も考える
- 5 かわいい「ペットの行く末」が心配
- 6 飼い主よりも「先にペットが介護」状態
- 7 「生命保険や医療・がん保険・介護保険・
小額投資非課税制度（NISA）の活用」の活用
- 8 「不動産」の整理
- 9 「デジタル遺産」の整理



付録（認知症）

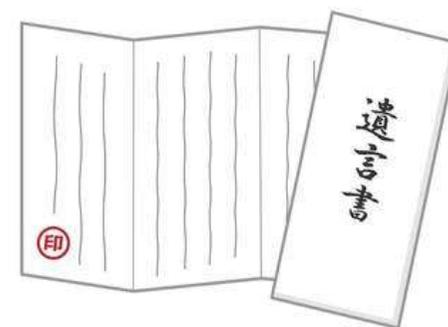


1 遺言書の活用

知ってましたか？

- 死後、資産の相続は**遺言書が基本**
- 誕生から死亡までの
戸籍謄本は必要がない
- 自分の資産を渡したい人に渡すことのできる遺言書
- 法定相続人には遺留分だけ

- **公正証書**にすることで
信頼できる遺言執行人を選任でき
自分の思った通りに手続きを行ってもらう事が可能

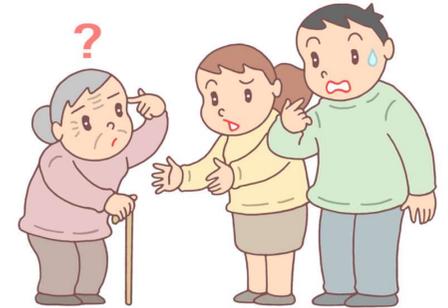


2 早めの処理

自分が、しっかりしているうち、やっておきましょう。

この資料「終活」では、亡くなる事を前提に書いています。

しかし「**認知症**」が重くなると
銀行口座 や **証券口座** が **凍結** されます。



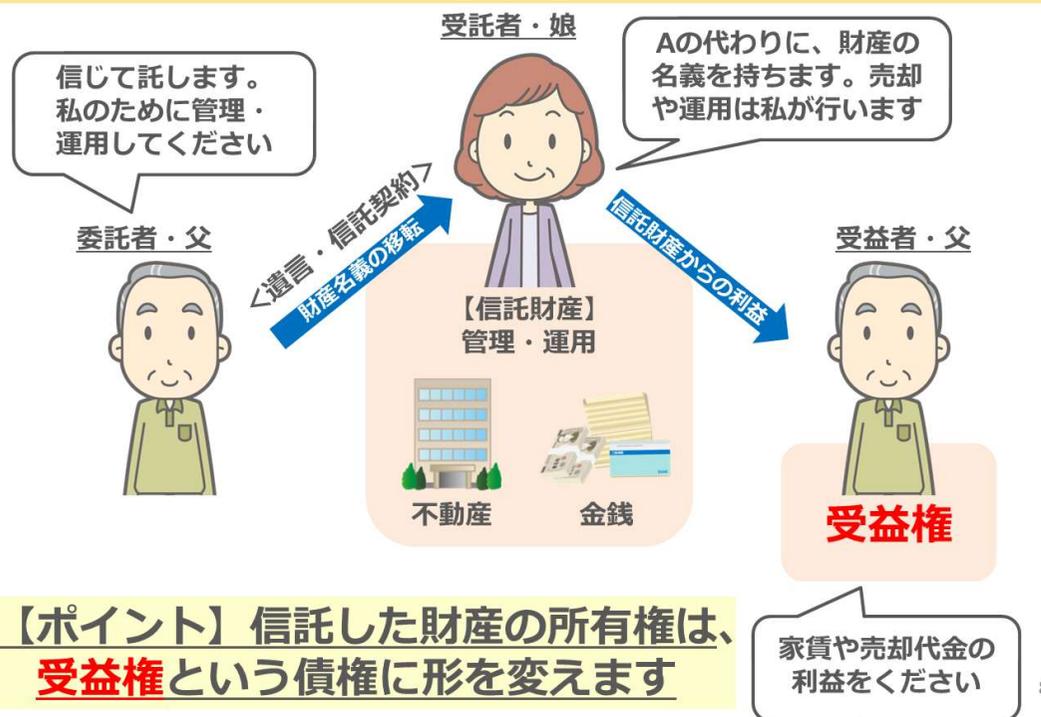
自分が思ったように、**蓄えた資産等が後世に引き継ぎできません。**
また、**引き継げなかったことも判りません。**

- ☆ **家族信託**の採用
認知症になる前に家族と信託契約を結ぶ。
- ☆ **法定後見制度**の利用（7ページ参照）
- ☆ **保険**の手続き
認知症前に、保険契約者代理請求人制度を使う手続きをする。

家族信託

【私（委託者）】の財産を【あなた（受託者：子供）】に託します。
そこで【あの人（受益者：私）】の面倒をお願いします。という信託契約。

図解！家族信託の基本的な仕組み



認知症による財産凍結や詐欺を防げるのがメリット

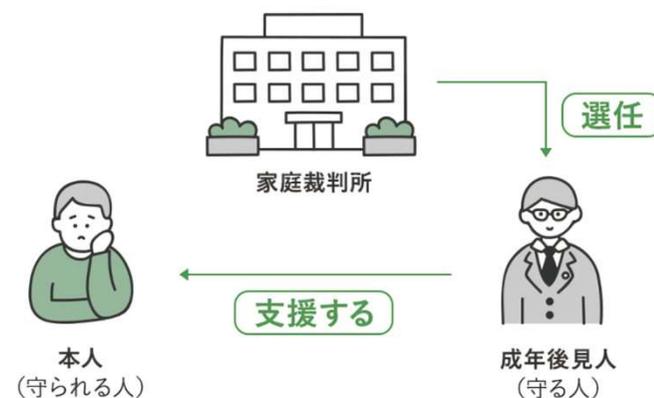
不動産（土地・建物）や動産など、指定できないもの
ほぼありません。

色々な課題と深く絡みます
認知症になる前に手続きが必要

一般には
司法書士や弁護士に相談
された方がいいでしょう

こうけん せいど 後見制度

- 将来、お金の管理や日常生活に関する契約行為等に自信がない、認知症で口座凍結にされた場合は、成年後見制度を活用する方法がある。成年後見制度は、**高齢者の財産を保護する制度**です。
- 認知症になっていない場合に利用できる「**任意後見制度**」と、認知症になった場合には、後追い制度として「**法定後見制度**」がある。
- 今は大丈夫でも、将来、認知症になったらどうしよう
病院や介護施設への入所なども
「どうやって行ったらよいか」など。
- 後見制度を活用することで
より安心を得ることができます



後見人制度はスタートしたらやめられない。その報酬は基本報酬で月2~6万円位

保険

保険契約者代理請求人制度

認知症になる前に手続きを済ませておきましょう。（家族が代行できます）

保険契約者が契約に関する手続きの意思表示ができない場合

あらかじめ指定された代理人に代理対象手続を行うことを認める制度。

この制度を利用することで、保険契約者が障害や疾病によりご自身からの請求が困難になる場合でも、代理請求人が手続を行えます。

代理請求人の範囲：

保険契約者の戸籍上の配偶者

保険契約者の直系血族（祖父母、父母、子、孫など）

保険契約者の兄弟姉妹

年金受取人（被保険者）の3親等内の親族（おじ・おばなど）

その他の親族（いとこなど）

その他、保険会社が認めた方

保険会社とよく話して

3 死後事務委任契約

- 自分がいなくなった後
だれが死後の手続き
(医療費の清算、年金の停止、
死亡届の提出、葬儀埋葬、墓、供養、
デジタル遺産、その他)

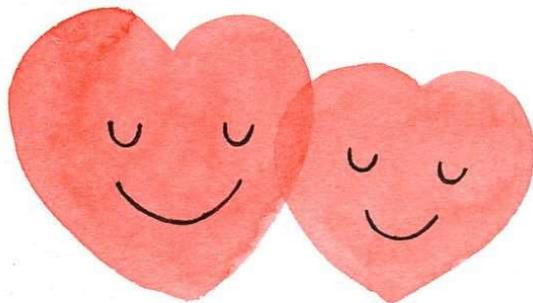


をしてくれますか?

- 家族に死亡後の複雑な手続きをやらせたくない。
- 身寄りがいないので、誰かをお願いしたい。
- 死後の手続きもお願いできる契約があるのです。

4 尊厳死宣言

- 無駄な延命治療は止めてほしい
- 家族に迷惑をかけたくない
- 自分らしい最期を迎えたい



5 かわいいペットの行く末が心配

- 一緒にいてくれた可愛いペット
- 自分が一緒に居てやれなくなった後
どうしたら・・・
そんな不安も今は解消できます。

- 死後条件付き贈与契約を結ぶと
大切なペットをしっかりと面倒を
みていただくことができます。



6 飼い主よりも先にペットが介護状態に

- 今をより良く生きるために
終活の知識を身に着け笑顔で過ごす日々
- そんな中、愛しいペットが年を取り動けなくなり
また認知症を患い、大きな声で吠え出してし
手に負えなくなってしまうことも・・・

- ご存知ですか？

老犬や歳をとったペットを

保護してくれる施設のあることを。



7 生命保険や医療・がん保険・介護保険・ 小額投資非課税制度（NISA）の活用

☆生命保険：

遺族や相続のため



☆医療保険・がん保険・介護保険

体は年齢とともに衰えを止められない。
医療費や、介護の費用負担を少しでも少
なくするための上手な加入が大切です。

小額投資非課税制度（NISA）の活用

2024年からNISAから新NISAに代わり増えた分に税金が掛からない制度に代わりました。急ぎではない資金は投資で後世に残される手段もあります。

新しいNISAの概要 (2024年1月から適用)

	つみたて投資枠 併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税 保有限度額 (総枠)	1,800万円	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	金融庁の基準を満たした 投資信託に限定	上場株式・投資信託等 (一部の商品を除く)

- ・「すぐに使うお金」 予貯金へ
- ・「当分の間使わないお金」 少額投資へ

投資期間は70歳で始めると、非課税保有期間が無期限でも、実質的には15年程度となる。具体的な金額目安としては、

- ・収入の 10%
- ・月々の貯蓄額の10%
- ・月々の生活費の 1%

これらの目安を参考に、無理のない範囲でましょう。

短期間で大きな利益を狙うような運用は難しい
リスクを避けることが必須な年代だということを忘れ無いこと。

投資等が「認知症」で凍結されない「2 早めの処理」も実施してください。

新NISAの詳細は、各社の説明をご覧ください。

8 不動産の整理

- 大切にしてきた不動産など、単に相続とするのか？

これから先の自分のために有効に活用するか？

- 相続人がいない場合、活用方法は？



9 デジタル遺産の整理

本人しか知らない 大事な遺産・遺品

あなた以外の方は 知る由もない。

故に、知らない請求、自動引き落とし、支払い遅延請求、延滞金などに驚き、法律にも抵触するような、後処理が起きてしまいます。

□ デジタル遺品 : 直接、金銭に繋がらない遺産



デジタル機器 : 簡単に捨てない! データは消去してリサイクルや適性廃棄を実施

デジタル機器内に保管してある : 写真や動画等のデータ類

インターネット上のクラウド保存 : データ類、SNSサービスのアカウントや連絡先、ブログ等のデータ類

□ デジタル遺産 : 金銭に関連する遺産

ネット銀行、ネット証券、仮想通貨(暗号資産)、FX、各種ポイント、マイレージ、サブスクリプション契約、オンライン契約などの月額費、通販サイト、電子マネー 等



生前整理をしておけば、自分が亡くなった後の遺族の負担が軽くなり大切な財産を確実に引き継いでもらえます。

9-1 デジタル遺産

今から、ノートにでも書き出して
認知症が始まる前に引継げる様にしましょう



デジタル遺品 であれ デジタル遺産 であれ

①貴方だけが知っていて、管理してるのは何ですか？

②ベースになるのはアカウント+パスワード？

入口が開かないと何もできません

デジタル遺品・デジタル遺産処理にお困りでしたら
アカウント解約・手続き代行のお手伝いができます。
また、各種デジタル遺品遺産の全般的な相談も受付けています。
右記のQRコードから申し込みください。

問合せ先

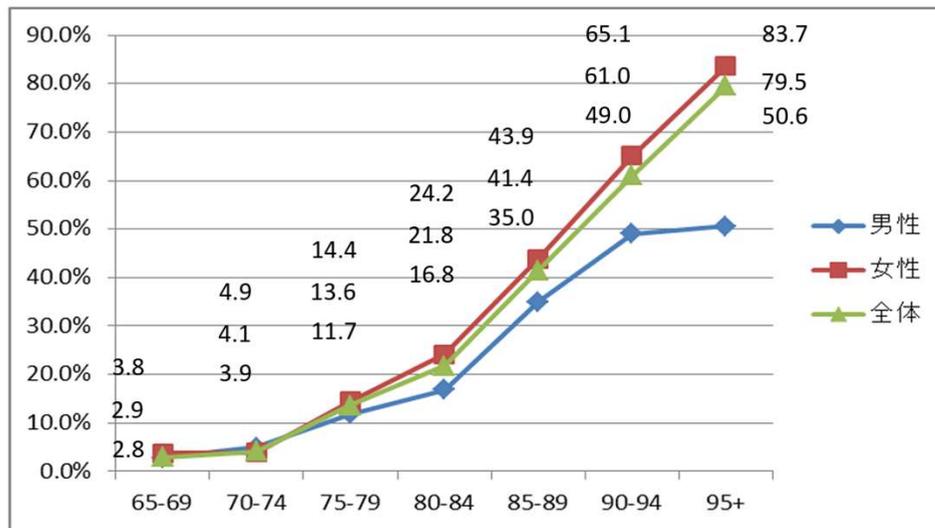


<https://www.llc.co.jp/contact.html>

付録 (認知症)

認知症とは「記憶障害のほかに、失語、失行、失認、実行機能の障害が1つ以上加わり
その結果、社会生活あるいは職業上に明らかに支障をきたし
かつての能力レベルの明らかな低下が見られる状態」と定義されています。
加齢ともに切り離すことができないのが認知症。
認知症の最大の原因が加齢であり、認知症は誰にでも起こりうる身近なものです。

年齢階級別の認知症有病率 (首相官邸)



厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成21~24)
総合研究報告書より、認知症・虐待防止対策推進室にて数字を加筆
研究代表者 朝田隆(筑波大学医学医療系)

認知症患者の寿命 (余命) は
発症から5~12年

前兆期
軽度認知障害 (MCI) と呼ばれる段階あり
年間10%~15%の人は認知症に移行の
可能性があるといわれています。

患者本人の意思を尊重した生活を送れる
早い段階で意見を共有
今後の対応について話し合っておこう。

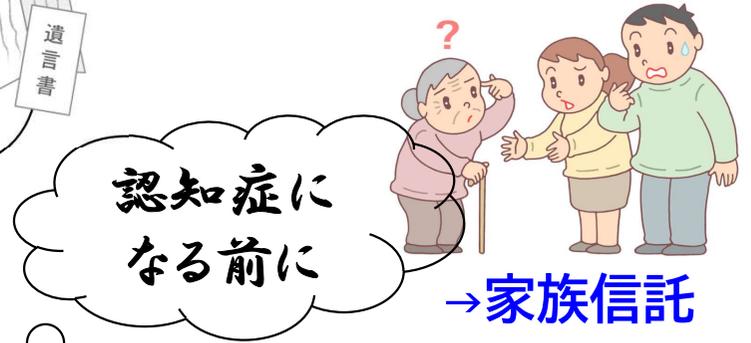
出典：2023.8.4 朝日生命

<https://anshinkaigo.asahi-life.co.jp/activity/ninchisho/column15/>

最後に纏めると

本人しか知らない

アカウント/パスワード・写真/動画/データ 等
ネット銀行/証券・仮想通貨・FX 等



→家族信託

→後見制度

→保険

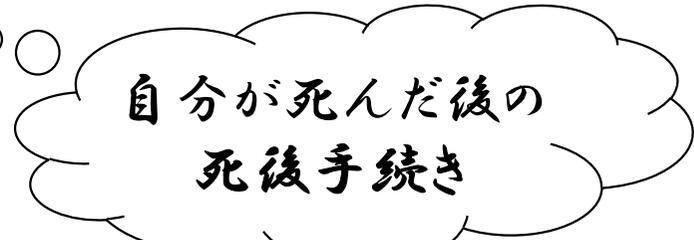
保険契約者代理請求人制度

死後条件付き贈与契約



かわいいペットは

老犬等ペット保護の施設



尊厳死宣言公正証書

死後事務委任契約

ご一読ありがとうございました

これらの相談は無料で行います。

私共は、今後とも皆様のお役にたてよう日々精進してまいります。

有限会社リンクス・ライフケア 代表取締役 池田秋彦
終活セミナー責任者 行政書士 小高大輔

施設紹介

- こしみずリハビリデイサービスセンター
- あおぞらデイサービスセンター
- 健康いきいき倶楽部



イラスト協力 <https://www.bing.com/>

発行：(有)リンクス・ライフケア
<https://www.llc.co.jp/>